

# 甲第 16 号証

## 柏村忠志の陳述内容

柏村忠志 (2008/07/29)

### [全体の要旨]

- ・ 茨城県の水需給計画は、市町村に対して実際に必要とする以上の水量の買取を押しつける「責任引取制」のうえに成り立っている。
- ・ したがって、市町村の実際の水需要を踏まえた水需給計画にすれば、ますます八ツ場ダムなどの水源開発は不要になることを明らかにする。
- ・ 「責任引取制」は、無駄な水源開発に根拠を与え、無駄な支出を生み出すとともに、市町村の自立的な水需給システムの構築を阻害している。

### 1 「県南水道計画」の策定

土浦市の水道事業は、昭和 32 年 4 月に、茨城県、土浦市、阿見町の三者共同事業として「霞ヶ浦水道組合」(一部事務組合)を設立し、同年 5 月に厚生大臣から水道事業認可を受け、給水開始をした。その後、水需要の増加と社会状況の変化に伴い、事業の拡張工事を推進する上で、一部事務組合による経営は適当でないという総意のもとに、昭和 39 年 9 月に「霞ヶ浦水道組合」を解散した。

土浦市は、同年 10 月 1 日、茨城県霞ヶ浦水道事務所から浄水の供給を受けるため、水道事業を創設した。その事業認可(給水人口 13 万人、一日最大給水量 32,500 m<sup>3</sup>)を厚生大臣から受けた。

茨城県知事は、水道法第 5 条の 2 による、地方公共団体から、水道の広域的な整備に関する基本計画の作成要請があったとして、昭和 53 年度(1978)、「県南地域広域的水道整備計画」(以下「県南水道計画」という。)を策定した(甲 17)。その概要は以下のとおりである。

#### [県南水道計画の概要] (数字は四捨五入)

A [現況分析について]、同計画区域は、土浦市を始めとする 3 市 10 町 7 村で構成され、行政区画面積は 1,000 km<sup>2</sup> (全県対比 16.5%) である。

B [水道の現存計画と現況について]、①この地域の水道施設は、昭和 53 年 3 月末で、上水道 6 力所、簡易水道 142 力所(公営 19 力所、組合営 123 力所)、専用水道 26 力所である。⑤地域の給水人口は 309 千人、一日最大給水量 91 千 m<sup>3</sup> である。②水道水源は、霞ヶ浦(42 千 m<sup>3</sup>/日)及び地下水(49 千 m<sup>3</sup>/日)に求めている。

C [水道水の確保について]、当地域の人口増加傾向により、水道水の需要は増加の一途にある。この水需要の増大に対応するためには、地下水の新規開発は困難なので、安定した水源として霞ヶ浦、利根川からの取水が緊急の課題となっている。

D [給水人口の推計について]、給水人口増加により、中間目標年次(昭和 65 年度)には、総人口 946 千人に対し、給水人口は 805 千人、普及率は 85% に引き上げる。最終年度(昭和

75年度)には、総人口1,251千人に対し、給水人口1,225千人、普及率98%に引き上げる。E[推計方法について]、「茨城県民福祉基本計画」(昭和51年9月、甲36)に基づき、昭和60年の人口は、771千人とし、65年及び75年の人口推計は、それぞれ946千人、1,251千人とした。

この県南水道計画こそは、その後の同区域における水道事業計画の基礎となり、後述する責任引取制度とあいまって、各市町村における水需給計画を歪めていくこととなるのである。

たとえば、土浦市についてみると、昭和52年度の1日最大需給水量が、29,342m<sup>3</sup>であったものが、昭和62年度には69,400m<sup>3</sup>に、昭和75年度には133,200m<sup>3</sup>にまで増加するという計画になっている。

## 2 「協定書」「契約書」から「県条例」へ～責任引取制の開始

「県南水道計画」策定に伴って、土浦市長と県知事間で、昭和56年2月16日、「県南広域水道事業の実施に関する協定書」(以下「協定書」という。)が締結された(甲18)。これは、他の同区域内の市長村及び水道企業団とともに締結したものである。この協定書によれば、目標年度は昭和62年度とされ、同年度における土浦市に対する「一日最大給水量」は、31,600m<sup>3</sup>とされた。これと、「県南水道計画」以前の水道事業創成期の給水量32,500m<sup>3</sup>/日と合せて64,100m<sup>3</sup>/日となる。

協定書は、その5項で、責任引取水量について明記している。つまり「別表の『受水団体別、年度別供給水量』の『最低給水量』欄に掲げる水量は、乙(土浦市)の当該年度における責任引取水量とし、乙のうち、自己の都合により、当該水量の供給を甲(茨城県)から受けなかった団体は、当該団体が甲から供給を受けた水量のいかんにかかわらず、責任引取水量に係る供給料金相当額を甲(茨城県)に対し負担するものとする」とされていた。

また、協定書と同日の昭和56年2月16日、土浦市長と茨城県公営企業者企業局長間で、「県南広域水道用水供給事業に係る水道用水需給等に関する契約書」(以下「原契約書」という。甲19)を締結した。契約は、昭和62年以降の「一日最大給水量」を64,100m<sup>3</sup>としている。

また、協定書と同様の「責任引取」を明記している。

ここで定められた「一日最大給水量64,100m<sup>3</sup>」という水量は、上記県南水道計画に定められた「昭和62年度1日最大需給水量69,400m<sup>3</sup>」という水量にほぼ対応するものになっているのである。

昭和63年3月25日に「茨城県水道条例」(甲20)の改正が行われ、茨城県水道事業の用水供給は需給契約に基づいて行うこと、需給契約には一日最大給水量その他必要な事項を定めることが決められた。

また、この改正では、料金の二部制(基本料金と使用料金)が導入されるなどの一部改定が行われている。この点に関する条項は以下のとおりである。

第7条1項 料金は、月額とし、基本料金と使用料金の合計額に100分の103を乗じて得た額とする。

2項 基本料金は、需給契約で定める一日最大給水量を基本水量とし、当該基本水量に基本料金に係る料率を乗じて得た額とする。

3項 使用料金は、水道事業者が受水した量を使用水量とし、当該月の使用水量に使用料金に係る料率を乗じて得た額とする。

4項で、県南広域水道事業については、基本料金を1m<sup>3</sup>につき1,290円、使用料金を1m<sup>3</sup>につき38円と定めている。

すなわち、茨城県公営企業管理者と水道事業者である市町村は、需給契約を締結するにあたって、「一日最大給水量」を定めなければならず、これを定めると、この水量に応じて毎年定額の基本料金を支払う義務が生じる、という仕組みができたのである。

これを受けて、昭和63年4月1日に、56年の「原契約書」が変更され、その変更契約書が締結された（甲20）。この変更の中で、同契約が茨城県水道条例第2条2項に定める需給契約として締結されたものであるという位置づけが明確にされた。さらに、原契約書第1条の見出し「需給責任」を「一日最大給水量」に改め、また、引取責任による料金の調整について定めていた第2条を削除した。この変更契約でも、昭和62年度以降の一日最大給水量は64,100m<sup>3</sup>とされた。

その後、平成7年度からは、茨城県公営企業管理者企業局長と土浦市長の協議により、需給契約の一日最大給水量の64,100m<sup>3</sup>は、56,261m<sup>3</sup>に減らされ、これが平成19年度まで続いた（甲22ないし24）。

さらに、平成20年3月25日、「水道用水の需給に関する変更契約書」（甲25）が締結され、土浦市の「一日最大給水量」は56,700m<sup>3</sup>とされて、現在に至っている。

### 3 実態と乖離した一日最大給水量

#### (1) 県南水道計画と実態の乖離

県南水道計画の内容を、具体的に土浦市の水道需給などの実績と比較してみる。

##### ① 昭和60年

「県南水道計画」による計画値	実績値
人口 160,000人	人口 120,087人
給水人口 140,800人	給水人口 116,594人
普及率 88%	普及率 78.2%，
一日最大需要水量 59,100 m <sup>3</sup>	一日最大配水量 35,180 m <sup>3</sup>
給水人口で2万4,206人、1日最大配水量で23,920 m <sup>3</sup> /日の誤差が出ている。	

##### ② 昭和65（平成2）年

「県南水道計画」による計画値	実績値
人口 176,500人	人口 128,036人

給水人口 162,400 人

普及率 92%

一日最大需要水量 80,300 m<sup>3</sup>

給水人口で 37580 人,, 一日最大給水量で 41,790 m<sup>3</sup>/日の誤差が出ている。

給水人口 124,820 人

普及率 81.1%

一日最大給水量 38,510 m<sup>3</sup>

### ③ 昭和 75 (平成 12) 年

「県南水道計画」による計画値

人口 239,000 人

給水人口 239,000 人

普及率 100%

一日最大需要水量 132,300 m<sup>3</sup>

給水人口で 104,176 人, 一日最大給水量で何と 87,475 m<sup>3</sup>/日が過大となっている。

実績値

人口 137,316 人

給水人口 134,824 人

普及率 88.7%

一日最大給水量 44,825 m<sup>3</sup>

昭和 60 年以降は、「茨城県民福祉基本計画」や「土浦市第 3 次総合計画」などの策定時に、計画と実績の乖離を踏まえ、計画の微修正を行っているが、基本的に人口増加の推計値設定には変わりがない。土浦の将来人口 25 万人としている。

平成 2 年度策定の第 5 次総合計画で、将来人口 20 万人とし、人口増加を想定していたが、将来の人口を減少へ舵を切ったのは、平成 13 年度「第 6 次総合計画」からで、平成 22 年の人口を 15 万人としている。

このように、県南水道計画が将来の水需要を過大に見積もっていたことは明らかである。

### (2) 責任引取水量と実態の乖離

さらに、需給契約による責任引取水量である一日最大給水量 56,700 m<sup>3</sup>という水量も、実際の水の使用量を大きく上回ったものとなっている。

平成 19 年度の実際の一日最大給水量は 48,723 m<sup>3</sup>で、過去 10 年間の平均一日最大給水量は、45,948 m<sup>3</sup>となる。平成 19 年度までの契約水量 56,261 m<sup>3</sup>との比較で、1 年平均 10,313 m<sup>3</sup>の水道用水が使われなかつことになる「土浦市水道事業概要・平成 18 年度版」(甲 2 6), 「同・平成元年度版」(甲 3 8)。

その使用していない水道用水に対し、土浦市が県企業局に支払った金額は、一年で約 1 億 6 千万円(基本料金 1290 円 × 12 月 × 10,313 m<sup>3</sup> = 159,645,240 円)となる。昭和 62 年から平成 19 年度までの 20 年間で、32 億円を無駄に支払ってきたことになる。

このように無用な水道用水に、公金を費やしてきた大きな要因は「県南水道計画」にある。「県南水道計画」は、人口推計や一日最大給水量など、現実と大きな乖離があるが、土浦の水道行政の指針として、現在も生きている。

なお、茨城県は、近い将来、この「県南水道計画」に代わって、「県南広域水道事業と県西広域水道事業との統合」を想定し、新たな「県南西広域水道整備計画」を検討しているが、この点については後述する。

「県南水道計画」が、昭和 53 年度に策定されてから 30 年の歳月が経過しており、その間指摘したように水余りが顕在化し、32 億円の無駄金を支払ってきた。

「県南水道計画」やそれに伴う「契約書」を見直す機会がありながら、しなかった不作為の責任は重大である。

### (3) なぜ、県南水道整備計画と実態との乖離が起こったのか

「県南水道計画」の人口推計と実績人口とで、あまりにも格差が大きいのは、どうしてか。これは、実績との乖離が大きい計画を、つくらざるを得なかった最大の要因は何かということにもなる。

結論としては、水源開発が先にありき、というのが実態であり、水源開発にあわせて水の需給計画が策定されているといってよい。

昭和 45 年 7 月、「利根川水系水資源開発基本計画(第 2 次フルプラン)」に、「霞ヶ浦開発事業」を追加決定した。翌年の 46 年 3 月、建設省は霞ヶ浦開発事業を承認し、工事開始を告示した。工事期間予定は昭和 53 年 3 月までの 7 年間で完成予定とされていた。

実際は 4 回の実施計画の変更を行い、完成まで 25 年の歳月を費やした。

他方、「県南水道計画」では、「安定した水源として霞ヶ浦、利根川からの取水が緊急の課題となっている」として、「昭和 52 年度末における既開発水量として、給水量で 123 千 m<sup>3</sup>/日(地表水 74 千 m<sup>3</sup>、地下水 49 千 m<sup>3</sup>)」であり、このうち 74 千 m<sup>3</sup>は水利権水量として霞ヶ浦で確保されている。今後、必要となる水道水については、霞ヶ浦を含めた利根川水系の水資源開発事業を積極的に促進することにより確保を図る」と、明記している。

こうした位置付けを受けて、県南広域水道用水供給事業では、第一次から第三次までの拡張事業合計で 2,381 m<sup>3</sup>/秒分を霞ヶ浦開発事業から供給を受ける予定にしている(「企業局の概要」平成 18 年 4 月 甲 4 0)。

昭他方、八ツ場ダムについては、昭和 61 年 7 月、「八ツ場ダム開発基本計画」が策定(事業費: 約 2,110 億円、工期完了: 平成 12 年度)された。同年 3 月に、茨城県知事・県議会は同計画に同意した。

なお、八ツ場ダム開発は、平成 13 年 9 月に、基本計画の第一回目の実施計画の変更(事業費: 2,110 億円、工期: H22 年度)し、平成 15 年 11 月に第二回目の変更(事業費: 4,600 億円、工期: H22 年し、さらに平成 19 年に、工期 5 年を再延期している。

現在、「県南広域水道用水事業」の水源の構成は、上記の霞ヶ浦開発、八ツ場ダムを含め、以下のようにになっている。

#### 霞ヶ浦給水系

霞ヶ浦 (自流)	0.098 m <sup>3</sup> /秒	(8,467 m <sup>3</sup> /日)
霞ヶ浦開発事業	2.381 m <sup>3</sup> /秒	(205,718 m <sup>3</sup> /日)

#### 利根川水系

渡良瀬遊水池	0.505 m <sup>3</sup> /秒	(43,632 m <sup>3</sup> /日)
八ツ場ダム	0.746 m <sup>3</sup> /秒	(64,454 m <sup>3</sup> /日)
合計	3.730 m <sup>3</sup> /秒	(322,272 m <sup>3</sup> /日)

この $322,272\text{ m}^3/\text{日}$ という配分水量は、同計画の計画値である1日最大給水量 $306,075\text{ m}^3$ に対応するものである。

このように水資源開発事業が先行して進められ、それが反映された「県南水道整備計画」となっている。そのことは、後述する土浦市議会の県知事への意見書にも盛り込まれている。

#### 4 県南と県西の水道事業の統合の問題

県南と県西の水道事業の「統合」についての方向を打ち出したのは、平成3年(1991年)策定の「新茨城県水道整備基本構想」で、これにより「統合」の基本的な方向を明確にした。翌年の平成4年に「茨城県県南県西広域水道基礎調査」が行われ、統合の基本的な方向の推進方策を検討した。

平成8年度、茨城県は統合を推進するため具体策を、「茨城県県南西地域広域的水道整備基本計画調査報告書」(以下「調査報告書」という。甲3-9)で示した。調査の目的は、①県南県西地域の関係市町村の水需給の見通し、②「新茨城県水道整備基本構想」を踏まえた広域的な水道用水の供給体制のあり方、③本地域における広域的水道整備計画の基本的事項である水道広域化施設形態と財政などの検討である。④計画の目標年次は平成22年度である。

「調査報告書」は、「水道用水の需給水量の見通し」を示している。

① 需要水量の見通しは、県が平成8年に行ったヒヤリング調査結果をもとに、市町村別の需要水量を設定した。

平成7年度においては、県南西広域圏全体で、給水人口1,138,449人、水道普及率76.5%、一日最大給水量 $428,410\text{ m}^3$ であるのに対し、平成22年度には給水人口2,209,931人、水道普及率97.1%、一日最大給水量 $1,007,250\text{ m}^3$ と、人口・水量ともに倍増する。

② 市町村の確保水源水量は、県南及び県西広域水道供給事業の現事業分の受水量以外は、大半が地下水である。当該地域の地下水は、「地下水条例」により、将来的には削減していく方針である。地下水取水量を削減し、各市町村の需要水量を賄うためには、次期事業を早急に整備し、供給を開始することが必要である。

③ 県南及び県西水道用水供給事業の次期事業分として確保している水源水量は、八ツ場ダム( $91,000\text{ m}^3/\text{日}$ )、湯西川ダム( $39,400\text{ m}^3/\text{日}$ )、霞ヶ浦導水事業( $140,000\text{ m}^3/\text{日}$ )合計 $270,400\text{ m}^3/\text{日}$ ( $3.130\text{ m}^3/\text{s}$ )としている。

これで不足する水源水量は、霞ヶ浦開発の水源を利用できるとして、 $221,800\text{ m}^3/\text{日}$ ( $2.567\text{ m}^3/\text{s}$ )を設定した。総合計 $492,200\text{ m}^3/\text{日}$ の水源確保となる。

④ 中間目標年次は平成17年度、計画給水量 $250,200\text{ m}^3/\text{日}$ とし、最終年次は平成22年度とし、計画給水量 $455,400\text{ m}^3/\text{日}$ とした。

ちなみに、調査報告書によると、平成 17 年度の一日最大給水量は 778,200 m<sup>3</sup>とされている。昭和 53 年度策定の「県南水道計画」と、55 年度策定の「県西広域水道整備計画」の平成 17 年度の一日最大給水量の合計は 386,075 m<sup>3</sup>という計画値であったが、その 2 倍を超えた、超過大な推計値となっている。

さらに、平成 17 年度の県南水道事業の一日最大給水量の計画水量は 306,075 m<sup>3</sup>であったが、その実績値は 218,367 m<sup>3</sup>であり、同県西水道事業の一日最大給水計画水量は 80,000 m<sup>3</sup>であったが、実績は 58,090 m<sup>3</sup>で、実績値の合計は 276,457 m<sup>3</sup>である。したがって、計画値は実績値を約 11 万 m<sup>3</sup>も上回っていたものである。上記調査報告書のへいせい 17 ネ インド計画値は、実績値を 50 万 m<sup>3</sup>も超過することになる。

こうした実態は、「ヒヤリング調査」なるものの信憑性を疑わせるものである。

この調査の平成 8 年(1996 年)は、「霞ヶ浦開発事業」が終了した年である。

同事業は、総事業費 2737 億円、茨城県負担金 1798 億円、水道用水は 188 億 87 百万円で、その内県南広域水道事業 121 億 700 万円、同県西水道事業 5 億 6700 万円、県南県西合計額は 126 億 7400 万円を支払うことになる。

茨城県や企業局の重要かつ緊急の課題は、霞ヶ浦開発事業からの県の負担分の水量確保と負担金支払いとなる。市町村からのヒヤリングは形だけのもので、いかに最大の給水量を取り付けるかに重点を置かざるを得ない。

土浦であれば、協定書や契約書で約束した一日最大給水量 64100 m<sup>3</sup>の実行を迫ることになる。

そのような県の事情からすれば、この 778,200 トンという法外な数値にならざるを得ないだろう。

この統合構想は、平成 17 年度には具体化されるはずだったが、市町村の合併による行政地区の再編や人口減少傾向などで遅れているようだが、具体化に向かっていることは確実である。

このように、県南水道計画における過大な水需要の見積りは、県南県西統合後の広域水道事業に引き継がれようとしており、引き続き県の過大な需要予測に基づく引取水量が市町村等に押しつけられようとしている。

## 5 地下水(井戸水)の適正な活用で八ツ場ダムはますます不要に

土浦市は「平成元年度 土浦市地下水水理解析調査報告書」(甲 28) を、平成 2 年 1 月に公表している。このような詳細な調査は初めてで、貴重な資料となっている。この調査は、昭和 52 年度の「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」施行 10 年後の土浦市の地下水の現況を示しており、同条例による規制のため、基本的には大量の地下水は汲み上げられていないので、現在も活用できる報告書である。

報告書によると、

「土浦市付近の地下水位の変遷は、昭和 40 年代後半には T P・0 m 以下となり、昭和 40

年ごろに比較して 5 m 以上の低下を記録した。その後、この傾向は 50 年代前半まで続いたが、近年、上昇の傾向にある。この要因は「土浦市公害防止条例」(昭和 47 年 4 月制定) が大きく働いたものと考えられ、この効果が近年になって現れてきた推察される。」と土浦の地下水の傾向を述べている。以下、さらに詳しく解析内容を申し述べる。

① 検討対象とする滞水層不圧地下水を[第 1 滞水層]、下総層の被圧地下水を[第 2 滞水層]と呼ぶ。第 1 滞水層は主に、土浦市旧市街地地区、井戸分布は、5,044 本(アンケートによる)となる。

第 2 滞水層は土浦市全域で、その井戸分布は 4,344 本(同)となる。

② 第 1 滞水層の「適正揚水量」は一日 18,300 m<sup>3</sup> で、その内の「既揚水量」は 6,614 m<sup>3</sup> となり、水収支で 11,686 m<sup>3</sup> の余剰がある。

第 2 滞水層では、「適正揚水量」は一日 41,700 m<sup>3</sup>、「既揚水量」35,233 m<sup>3</sup> で、その水収支は 6,467 m<sup>3</sup> の余剰がある(109 頁,123 頁参照)。

③ 結論として、A) 現状においては地下水揚水が過多となって引き起こされる地盤沈下は顕在化していないことから、地下水の利用、配分は基本的に現状維持すべきだ。

B) 台地(新治、稻敷)の第 1 滞水層地下水は、かなり余裕があるが、過剰な揚水は周辺地下水を低下させるため、大規模揚水は認めない。

C) 家庭用については、その揚水自体が小さいので、規制等の必要はない(135 頁参照)。

同報告書によると、土浦市全体で地下水一日約 60,000 m<sup>3</sup> の「適正揚水量」がある。この地下水 6 万トンは、市が県企業局と契約している一日最大給水量 64,100 トンに匹敵する量である。

土浦市が地下水の適正な活用と管理を行うことは、土浦の水道行政の健全化につながるものである。

ここで、茨城県の地下水に対する規制と代替案について、触れておく。

県企画部作成の「地下水位観測調査報告書」(甲 29)によると、県南地域の地下水位の傾向は長期的傾向としては、観測井 31 井戸中、14 井で上昇傾向、15 井で横ばい傾向、下降傾向は 2 井戸となった、とされている。

県西地域のごく一部での地盤沈下を除いて、地下水は安定期に入っているにもかかわらず「茨城県地盤沈下調査報告書(平成 16 年度)」(甲 30)、県は地下水の汲み上げの規制に終始している。その理由は極めて明確である。「茨城の地下水ー保全と適正利用」(平成 11 年版) (甲 31) によると、「地盤沈下対策事業」として「地下水採取を抑制するため、各種用水について表流水への転換のための代替水源の確保・代替水の供給事業を実施する」として、「代替水確保事業」に「霞ヶ浦開発事業、霞ヶ浦導水事業、思川開発事業、八ツ場ダム建設事業、湯西川ダム建設事業」をあげている。

地下水活用の規制指導を強め、その代替水確保事業として、八ツ場ダム開発を推進していくことを、県は自ら宣言していることになる。

## 6 大量の余剰水が、節水を妨げている

県・市は環境基本法に基づいて「環境基本計画」を策定しているが、「節水計画」を具体的に提示していない。水余り状況のなかで、節水をすれば、さらに余剰水をつくってしまうので、節水計画などできないというのが、行政の本音かと思う。が、その自己矛盾によって、無駄な八ツ場ダムなどの水資源開発を行っていることは許されるものではない。

## 7 自治体の自立した水需給計画の推進に向けて

### (1) 水道料金下げへの活動

霞ヶ浦水ガメ化などに反対する住民や漁民の運動は1970年代から、連綿と続いてきた。鹿島臨海工業地帯への工水管阻止闘争、麻生町住民の霞ヶ浦水ガメ化反対期成同盟発足、常陸利根川におけるシジミ大量死をめぐる漁民の被害補償運動、常陸利根川水門の開放を要求して霞ヶ浦漁連の湖上デモ、高浜干拓反対運動、中性洗剤追放運動、県西地域住民の霞ヶ浦用水事業反対運動などが展開してきた。

そして現在、霞ヶ浦導水事業の中止を求める市民団体や那珂川漁協の反対運動、八ツ場ダム建設反対運動へと続いている。

一方、霞ヶ浦を水源とする水道水に対する住民の関心はますます強まっている。水道料金の引き下げを求める最近の土浦活動を紹介する。

①2003年12月議会に、市民10,672筆署名の「水道料金の引き下げを求める請願書」(甲32)を提出した。この一万名を超える署名は住民の関心の高さを語っている。請願内容は「高すぎる水道料金は市民の家計にズシンと響いており、水道料金の引き下げを強く望んでいる。水道会計は毎年5億円の黒字を計上しており、この黒字額を水道料金引き下げにまわすことは可能だ」と訴えている。しかし、市議会は、水道の黒字分は、今後の設備投資や管理維持に必要として、請願書を否決した。

②2004年12月、市民315人が県との水道用水契約の変更を求める「土浦市職員措置請求書」(甲33)を監査委員に提出した。提出内容は、「県企業局との過大な水需給による、市の不当な水道代金の支払いの返還を求めること、及び、県企業局と実態に即した「契約書」の改定などに関し、監査委員の勧告を求める」ものである。

監査委員の判断は、「年度別需給契約水量」は実需要量より過大な契約水量で、市民に多大な損害を与えるものとする請求人の主張は理由がないので、請求を棄却する」としたが、次の内容の要望が市長にだされた。「水道事業の費用負担が軽減できるよう、県に対して、より適正な水量への変更を含めた改定協議を強く要望し、市民の負担する水道料金について軽減が図られるよう努力されたい」という前向きの意見である。

③2006年12月、土浦市の水道事業に関して「土浦市事務監査請求書」(甲34)を提出した。県下で始めて行われた「事務監査請求」で、法定数をはるかに超える4,177筆の署名で、画期的である。土浦市の水道事業6点にわたる監査請求である。6点とは「駆け込み工事、不必要的工事、契約、購入機器の価額、過大な基本計画、剩余金の扱い」などであ

る。

監査委員監査結果は「各事業は、適正に事務の執行がされている。」としたが、監査委員の意見として「土浦市の水道料金は安いとはいえない状況にあることは事実である。多数の市民が料金の引き下げを望んでいると認められる。今後、水道事業基本計画の中で、再評価できるものは毎年度再評価を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うこと、また、再評価に伴い、水道料金見直しの内部検討会を設置して、継続的に料金改定の検討を続けられることを要望する」と、前向きの方向がだされている。

④土浦市議会は、昨年平成19年の第二回定例議会で「水道用水契約水量(一日最大給水量)の変更を求める意見書」を採択し、6月19日、県知事に提出した。意見書は二点ほど指摘している。

一点は、昭和51年に「茨城県民福祉基本計画」(甲36)策定に当たり、昭和60年度の県南地域の人口について、昭和50年対比で155%と推定し、市町村に押し付けた。土浦の総合企画審議会が結論を出す前に、県は推定人口を決定しており、審議会はそれを追認することになった。「土浦市第2次総合計画」(甲37)

二点目は、その推計値は、「県南広域水道整備計画」に反映され、過大な水量が決定された。市は県企業局と一日最大給水量64,100トンの契約書を締結した。そのことにより、過去19年間で、実際に使わない水量分38億円を過払いし、土浦の高い水道料金の要因となっている。このような実態を踏まえて、過大な契約水量の改定を強く要望するとの、意見書である。満場一致で採択された。

## (2)水の自給率高める水資源について

土浦市の上水道は、基本的に県企業局の供給する「県南広域水道事業」のもとにある。全県65市町村2企業団の中で、県企業局から100%近い給水量を受けている市町村は極めて少なく、約1割で、県南地区5市町村1企業団、鹿行地区2市である。土浦が上水道を全面的に県企業局に依存していることは、決して正常とはいえない。

水供給の選択肢がない異常さが認識されるのは、大震災などの非常時のときである。

日常的に井戸水など多くの水供給の選択肢が確保されていると、災害時などに大きな役割を果たす。

県の資料「茨城の地下水－保全と適正利用」(平成11年版)によると、平成10年までのデータであるが。県の指導により、年々、地下水の活用は減少しているが、それでも年間126,563千m<sup>3</sup>で、その内訳は県西地域が48.1%(一日166,901m<sup>3</sup>)を占め、次に県南地域で42.5%(一日147,225m<sup>3</sup>)、両者で9割を占めている。

また、土浦市の地下水活用は、年間5,178,998m<sup>3</sup>(一日14,189m<sup>3</sup>)で、その内訳(生活用水1802m<sup>3</sup>/日、同様に工業用水3517m<sup>3</sup>、農業用水3517m<sup>3</sup>、その他494m<sup>3</sup>)となる。

土浦には、前述した「土浦市地下水水理解析調査」で紹介したように、現在、県企業局と契約している水量に匹敵する6万トンほどの地下水がある。その地下水の適正な活用と管理を図るならば、土浦市の水の自治権を確立することは十分に可能である。

私たちの生活環境における水の活用は多面的で、地下水の井戸水や湧き水、河川表流水、雨水、霞ヶ浦、下水道浄化水などを目的に応じて使い分けをすることがありますます必要となっている。何がなんでも県企業局からすべて賄うのではなく、選択肢の一つとすれば良いわけである。

土浦市の水の自給率を高めるため、具体的な節水計画を策定し、かつ、地下水の適正な活用と管理をはかることは一段と重要になっている。

## 8 まとめ

以上みてきたとおり、茨城県は水需要があるとして八ツ場ダムの水源開発に参加している。茨城県の水需要予測自体が過大なものであることは嶋津証人が証言したとおりであるが、その茨城県の現在の供給水量ですら、市町村に対して責任引取によって買取を押しつけているもので、市町村の実際の需要予測からすると過大なものである。

すなわち、八ツ場ダムの水需要は、市町村からみれば二重に過大なものとなっている。八ツ場ダムの無用な水源開発が自治体に過大な水道料金の支払を押しつけ、市町村の自立した健全な水道事業の発展を阻害しているものである。

茨城県はこうした八ツ場ダム事業からただちに撤退すべきである。

## 土浦水道事業等の関連年表

- 昭和 32 年 4 月 茨城県・土浦市・阿見町で、「霞ヶ浦水道組合」設立
- 39 年 9 月 霞ヶ浦水道組合解散
- 39 年 10 月 土浦市、県の浄水供給を受ける独立した水道事業を創設（[事業規模] 計画給水人口 130,000 人、計画一日最大給水量 32,500 m<sup>3</sup>/日）
- 45 年 7 月 (1970 年) 利根川水系水資源開発基本計画(第 2 次フルプラン)に、「霞ヶ浦開発事業」を追加決定
- 46 年 3 月 建設省、霞ヶ浦開発事業承認・工事開始告示（茨城県分の水道用水 2.50 m<sup>3</sup>/S 内県南広域水道 1.603 m<sup>3</sup>/S ・一日給水量 138,499 m<sup>3</sup>）
- 46 年 3 月 第一次土浦市総合計画(目標年度・昭和 60 年度)
- 49 年 12 月 常陸利根川逆水門閉鎖、霞ヶ浦淡水化へ
- 51 年 茨城県県民福祉計画（目標年度・昭和 60 年度）
- 51 年 12 月 第二次土浦市総合計画（目標年度・昭和 60 年度）
- 52 年度 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例制定
- 53 年度 「茨城県水道整備基本構想」策定
- 53 年度 「県南地域広域的水道整備計画」策定(一日最大給水量 306,075 m<sup>3</sup>/日)
- 53 年 5 月 霞ヶ浦開発事業実施計画（第一回変更）
- 54 年 1 月 土浦市長と県知事間「県南広域水道事業の実施に関する協定書」締結
- 55 年 県西地域広域的水道整備計画」策定（一日最大給水量 80,000 m<sup>3</sup>/日）
- 55 年 11 月 霞ヶ浦開発事業実施計画（第二回変更）
- 56 年 2 月 土浦市長と県公営企業管理者企業局長間で「県南広域水道用水供給事業に係る水道用水需給等に関する契約書」締結
- 56 年 3 月 第三次土浦市総合計画（目標年度・平成 2 年度）
- 56 年 7 月 土浦市水道事業変更・第一次拡張事業認可を受ける  
（[事業内容]目標年度を 62 年、計画給水人口 149,000 人、一日最大給水量 64,100 m<sup>3</sup>/日）
- 59 年 4 月 「霞ヶ浦導水事業」開始
- 60 年 12 月 第四次土浦市総合計画（目標年度・平成 12 年度）
- 61 年 7 月 ハツ場ダム建設に関する基本計画決定(工期・昭和 42 年度から昭和 75 年度までの予定)。3 月に茨城県知事・県議会、「基本計画」に同意  
(現在、「県南広域水道用水事業」の利根川給水系・第三次拡張工事で、ハツ場ダムからの利水量を暫定水利権として 0.746 m<sup>3</sup>/S 活用、また同県西水道用水事業に、暫定水利権 0.036 m<sup>3</sup>/S 活用している)
- 63 年 4 月 土浦市長と県企業局長間で「水道用水の需給に関する変更契約書締結（昭和 56 年 2 月締結の契約書の変更）

平成 3 年 6 月	霞ヶ浦開発事業実施計画（第三回変更）
3 年度 (1991 年)	新茨城県水道整備基本構想(県南、県西の両広域水道用水供給事業の統合による広域化を打ち出す)
4 年度	県南西広域水道基礎調査報告
7年	「県南広域水道事業に係る一日最大給水量の取扱いについて」, 56,261 m <sup>3</sup> / 日とする。平成 19 年度まで同給水量である。
8 年度	茨城県県南西地域広域的水道整備基本計画調査報告書
8 年 3 月	霞ヶ浦開発事業実施計画（第四回変更）
8 年 5 月	霞ヶ浦開発事業竣工式(24 日) (開発水量・茨城県 37.230 m <sup>3</sup> / s 内訳 農業用水 18.130, 上水道用水 4.280, 工業用水 14.730)
9 年度	「茨城県長期水需給計画」策定
12 年 12 月	「茨城県長期総合計画（改定）」策定（県人口予測値の修正。平成 22 年 370 万人から 316 万人へ、平成 31 年 400 万人から 323 万人へ）
13 年 6 月	茨城県、国交省に対し、「霞ヶ浦導水事業計画の変更等について」要望書提出(茨城分の利水量の削減)
13 年 7 月	霞ヶ浦導水事業費用支出差止等住民訴訟事件
14 年 3 月	「いばらき水のマスタープラン（新・茨城県長期水需給計画）」策定
14 年 3 月	茨城県水道整備基本構想 21
14 年 10 月	国交省、霞ヶ浦導水事業の計画変更決定
15 年 11 月	国交省、八ツ場ダム事業費変更案(2110 億円から 4600 億円)を発表
16 年 11 月	八ツ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件(4 日)
16 年 12 月	水戸地裁、霞ヶ浦導水事業訴訟結審
17 年 3 月	中期経営計画第 2 期(平成 17 年度～21 年度)
17 年 3 月	「土浦市水道事業基本計画」策定(目標年度・平成 32 年度)
18 年 3 月	「新茨城県総合計画（元気いばらき戦略プラン）」策定
18 年 3 月	中期経営計画(一部改定)
18 年 2 月	新治郡新治村と合併
19 年 3 月	「いばらき水のマスタープラン（改定）」（目標年度は平成 32 年）
20 年 3 月	土浦市長と県企業局長間で「水道用水の需給に関する変更契約書」締結 (昭和 56 年 2 月 16 日に締結した契約書の別表「年度別需給契約水量」の変更で、平成 20 年 4 月 1 日以降、「一日最大給水量 56,700 m <sup>3</sup> とする」内容)